

秋田市中心小企業者等省エネルギー設備導入等促進事業補助金交付要綱

〔平成29年7月4日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等の省エネルギー設備の導入等を促進することにより、産業部門等におけるエネルギーの使用量および温室効果ガスの排出量の削減を図るために行う秋田市中心小企業者等省エネルギー設備導入等促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 省エネルギー設備の導入等 エネルギー使用の合理化の促進、燃料転換等により、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備の導入、改修工事および運用改善をいう。
- (3) 市内事業者 秋田市内に事業所（本店、支店、営業所、事務所その他いかなる名称であるかを問わず、事業を行うために必要な施設をいう。）を有して事業活動を行う者をいう。
- (4) 省エネルギー診断 診断実施機関が行う電力、燃料、熱等について総合的な省エネルギー行動をサポートする診断サービスをいう。
- (5) 診断実施機関 一般財団法人省エネルギーセンターおよび国の補助を受けて当該法人と同等の省エネルギー診断を行うことができると市長が認めるものをいう。
- (6) 国等補助金 国、地方公共団体（本市を含む。）等が交付する本補助金以外の補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する市内事業者とする。

- (1) 中小企業者
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (4) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- (5) 社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に係る物件に対して省エネルギー設備の導入等を行おうとする事業者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する補助対象者に対しては、本補助金は交付しない。

- (1) 市税（市民税、固定資産税および事業所税をいう。以下同じ。）を滞納している者
- (2) 同一年度において、本補助金の交付決定を既に受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条の公共的団体等
- (5) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業者（中小企業者以外の事業者という。以下同じ。）により所有され、又は出資されている中小企業者
- (6) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業者により所有され、又は出資されている中小企業者
- (7) 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業を営む者
- (9) 第19条の規定により本補助金の交付決定を取り消されたことがある者（第12条の規定により補助対象事業の中止の届出をした者を除く。）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が本補助金を交付することが不
適当と認める者

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）
は、省エネルギー設備の導入等を行う事業で、次の各号に掲げる要件
を全て満たすものとする。

- (1) 交付申請の日前3年以内に報告を受けた省エネルギー診断における
1以上の改善提案（以下「改善提案」という。）をその内容とするも
のであること。
- (2) 改善提案の内容を変更せず、そのまま実施するものであること。
- (3) 改善提案ごとに、その効果試算において温室効果ガスの排出量の削
減が見込まれるものであること。
- (4) 本補助金の交付決定後に着工し、又は着手するものであること。
- (5) 国等補助金の交付を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。
- (6) 省エネルギー設備の導入等は、市内事業者から設備等を購入し、お
よび市内事業者へ工事等を発注するものであること。
- (7) 前号の購入および発注に係る市内事業者は、代表者が補助対象者の
代表者と同一人でないもの、かつ、補助対象者と資本関係（一方が他
方の株式を所有し、又は一方が他方に出資している関係をいう。）が
ないものであること。
- (8) 設備等の導入は、リース契約によるものでないこと。
- (9) 導入する設備等は、中古のものでないこと。
- (10) 省エネルギー設備の導入等をする物件は、販売を目的とするもの
でないこと。
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が別に定める要件
(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付額等)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た
額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた

額)とし、100万円を限度とする。

2 本補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 省エネルギー診断報告書の写し

(4) 補助対象事業に係る市内事業者2者以上の見積書の写し

(5) 省エネルギー設備の導入等を行う物件の概略図

(6) 省エネルギー設備の導入等を行う物件の現況写真

(7) 市税に係る納税証明書(申請の日前3か月以内に発行されたもの)

(8) 法人の場合は、法人登記事項証明書(申請の日前3か月以内に発行されたもの)

(9) 個人の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し

(10) 省エネルギー設備の導入等を行う物件が、申請者以外の者が所有し、又は申請者以外の者と共有するものであるときは、その所有者又は共有者全員の承諾書

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、次条の規定により市長が本補助金の交付決定をする前に、前条の交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、本補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不適当であると認めたときは補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第10条 市長は、前条の規定による本補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、本補助金の交付目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第11条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、第7条各号に掲げる添付書類のうち当該変更に係る書類を添付した補助金交付決定変更申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助金交付決定変更不承認通知書（様式第8号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。この場合において、当該変更による本補助金の交付決定額の増額は、予算の範囲内で行うことができる。

3 第10条の規定は、前項の規定による交付決定の変更について準用する。

(中止の届出等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに補助対象事業中止届出書（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

(是正措置)

第13条 市長は、補助対象事業が、交付決定（第11条第2項の規定による交付決定の変更を含む。第15条および第19条において同じ。）の内容又は、これに付した条件に適合しないと認めるときは、是正のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により是正のため必要な措置を講ずべきことを指示されたときは、当該措置を講じなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了し、費用の支払が終了した日から30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付した補助対象事業完了

実績報告書（様式第10号）により市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 補助対象経費に係る契約書の写し又はこれに相当する書類の写し
- (4) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の支払を証する書類の写し
- (5) しゅん工図面
- (6) 完成写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、本補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（支払請求）

第16条 補助事業者は、本補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定による通知を受けた後、補助金支払請求書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による支払請求があったときは、その内容を審査し、当該支払請求のあった日の翌日から起算して30日以内に本補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第17条 補助事業者は、本補助金の交付を受けて取得し、又は効用が増加した財産（次条および第20条において「処分制限財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（第20条において「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに本補助金の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第15号）により市長に申請しなければならない。

(処分の承認等)

第18条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは財産処分承認通知書(様式第16号)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

2 前条第1項の承認を受けた補助事業者は、当該承認に係る処分制限財産を処分したときは、速やかに処分した事実を確認できる書類の写しを市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は既に交付した本補助金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

- (1) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第12条の規定により補助対象事業の中止の届出があったとき。
- (4) 本補助金の使途が暴力団等の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は既に交付した本補助金の全部もしくは一部の返還を請求するときは、市長は、補助金交付決定取消通知書兼返還請求書(様式第17号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第20条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間(処分制限財産に係る処分制限期間が5年を超えるときは、その期間)当該帳簿および証拠書類を保存しておかなければならない。

(現地調査等)

第21条 市長は、本補助金の交付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて、補助事業者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(協力)

第22条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項について市に協力するものとする。

- (1) 市のホームページ等における省エネルギー設備導入等の事例掲載
- (2) 市の環境施策に係る取組への参加
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

別表（第5条関係）

経費の区分	内訳
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
本工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費 （基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費、 撤去処分費等）
付帯工事費	
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造、改修等に要する費用
測量・試験費	試験調整等に要する経費

備考 この表に掲げる経費であっても次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 過剰と見なされるもの、将来用、兼用および予備用のものならびに補助対象事業以外において使用することを目的としたものに係る経費ならびに新設又は拡張に要する経費
- (2) 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- (3) 通信費、水道光熱費および旅費
- (4) 土地又は建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- (5) 補助対象事業と直接関係のない工事に要した費用